

令和3年第1回長与町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和3年3月2日

本日の会議 令和3年3月5日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

|             |           |            |
|-------------|-----------|------------|
| 1番 八木亮三議員   | 2番 松林敏議員  | 3番 西田健議員   |
| 4番 浦川圭一議員   | 5番 中村美穂議員 | 6番 安部都議員   |
| 7番 内村博法議員   | 8番 安藤克彦議員 | 9番 金子恵議員   |
| 10番 岩永政則議員  | 11番 堤理志議員 | 12番 河野龍二議員 |
| 13番 吉岡清彦議員  | 14番 竹中悟議員 | 15番 西岡克之議員 |
| 16番 山口憲一郎議員 |           |            |

欠席議員

なし

職務のため出席した者

|               |             |
|---------------|-------------|
| 議会事務局 長 富永正彦君 | 議事課 長 青田浩二君 |
| 参事 森本陽子君      | 主査 山田傑君     |

説明のため出席した者

|                  |                |
|------------------|----------------|
| 町 長 吉田慎一君        | 副町長 鈴木典秀君      |
| 教 育 長 勝本真二君      | 総務部長 中嶋敏純君     |
| 企画財政部長 森川寛子君     | 建設産業部長 日名子達也君  |
| 住民福祉部長 栗山浩二君     | 健康保険部長 志田純子君   |
| 水道局長 辻田正行君       | 会計管理者 田中一之君    |
| 教育次長 山本昭彦君       | 教育委員会理事 金崎良一君  |
| 総務課長 荒木秀一君       | 秘書広報課長 中村元則君   |
| 契約管財課長 和田弘君      | 地域安全課長 宮崎伸之君   |
| 政策企画課長 荒木隆君      | 財政課長 木須紀彦君     |
| 税務課長 村田佳美君       | 収納推進課長 藤崎隆行君   |
| 土木管理課長 山崎昇君      | 都市計画課長 山崎禎三君   |
| 産業振興課長 川内佳代子君    | 住民環境課長 中尾盛雄君   |
| 福祉課長 山口聡一朗君      | こども政策課長 村田ゆかり君 |
| 健康保険課長 小川貴弘君     | 介護保険課長 細田愛二君   |
| 水道課長 渡部守史君       | 下水道課長 山口新吾君    |
| 教育総務課長 宮司裕子君     | 生涯学習課長 北野靖之君   |
| 農業委員会事務局長 福本美也子君 |                |

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 12時02分

令和3年第1回長与町議会定例会  
議事日程（第4号）

令和3年3月5日（金）

午前9時30分 開議

| 日程 | 議案番号 | 件名  | 備考  |
|----|------|---|-----|
| 1  | —    | 一般質問  | —   |
| 2  | 4    | 長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例   | ※総文 |
| 3  | 5    | 長与町空家等対策の推進に関する条例   | ※産厚 |
| 4  | 6    | 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例   | ※総文 |
| 5  | 7    | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  | ※総文 |
| 6  | 8    | 長与町職員定数条例の一部を改正する条例   | ※総文 |
| 7  | 9    | 長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例  | ※産厚 |
| 8  | 10   | 長与町介護保険条例の一部を改正する条例   | ※産厚 |
| 9  | 11   | 長与町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例                                  | ※産厚 |
| 10 | 12   | 長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 | ※産厚 |
| 11 | 13   | 長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例                             | ※産厚 |
| 12 | 14   | 長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例                         | ※産厚 |
| 13 | 15   | 長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例  | ※産厚 |
| 14 | 16   | 令和2年度長与町一般会計補正予算（第9号）   | ※総文 |
| 15 | 17   | 令和2年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）   | ※産厚 |
| 16 | 18   | 令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）  | ※産厚 |
| 17 | 19   | 令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第4号）   | ※産厚 |
| 18 | 20   | 令和2年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）   | ※産厚 |
| 19 | 21   | 令和2年度長与町下水道事業会計補正予算（第2号）  | ※産厚 |
| 20 | 22   | 令和3年度長与町一般会計予算  | ※総文 |

| 日程  | 議案番号 | 件名                             | 備考  |
|-----|------|--------------------------------|-----|
| 2 1 | 2 3  | 令和3年度長与町駐車場事業特別会計予算            | ※総文 |
| 2 2 | 2 4  | 令和3年度長与町国民健康保険特別会計予算           | ※産厚 |
| 2 3 | 2 5  | 令和3年度長与町後期高齢者医療特別会計予算          | ※産厚 |
| 2 4 | 2 6  | 令和3年度長与町介護保険特別会計予算             | ※産厚 |
| 2 5 | 2 7  | 令和3年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算 | ※産厚 |
| 2 6 | 2 8  | 令和3年度長与町水道事業会計予算               | ※産厚 |
| 2 7 | 2 9  | 令和3年度長与町下水道事業会計予算              | ※産厚 |

※付託予定の委員会

○議長（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。通告順に発言を許します。質問並びに答弁は会議規則第54条第1項の規定を遵守し、簡明にお願いします。なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順11、河野龍二議員の①空家対策について、②就学援助拡充と学校給食無償化についての質問を同時に許します。

12番、河野龍二議員。

○12番（河野龍二議員）

おはようございます。早速、質問をさせていただきます。①空家対策について質問をいたします。長崎県の空家対策のホームページには、空家が適正に管理されていない場合、不審者等防犯防止、ごみ投棄等衛生上、老朽化による倒壊等の危険性など、適正な管理を行うことが重要な課題と位置付けて施策に取り組んでいるとし、相談窓口の設置や空家対策協議会の設置などが掲示されています。先日の新聞報道では、法制審議会が土地相続登記の義務化などを上川法務大臣に答申され、その中に、一定の要件を満たせば相続した土地の所有権を手放せる制度も含まれていました。仮に、法改正が行われれば所有権を手放す事例が増え、所有者のない空家も増えてくるという懸念がされます。そのような事態に備え、本町の空家対策の整備が必要と考え、以下の質問を行います。

（1）現状、自治会や周辺住民から空家対策の要望にどのような形で取り組んでいますか。（2）空家の適正管理等に関する条例制定の進捗状況はどうなっていますか。

（3）空家除去費補助並びに改修費補助の考えはありますか。

②就学援助拡充と学校給食無償化についての質問を行います。憲法第26条には、教育を受ける権利、保護者に子どもに教育を受けさせる義務、義務教育の無償化が規定されています。義務教育の無償の内容としては、公立小中学校の授業料が無償であること、義務教育の小中学生には教科書が無償であることに限られています。それ以外は給食費をはじめ、いろいろな費用が掛かります。教育の機会均等を保障するための規定が教育基本法第4条及び学校教育法第19条にあります。教育基本法第4条第3項には「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって就学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。」と規定されています。学校教育法第19条には「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定されています。就学援助の基準及び内容は自治体の裁量に委ねられ、全国の自治体間でも長崎県の自治体でも援助の基準の格差が出てきています。新型コロナウイルスの影響で離職者や失業者が増えてきていると報道されています。そのような世帯では収入が減少し、支援の必要があると考えられます。以上の状況を踏まえて以下の質問いたします。（1）就学援助の基準を見直す考えはありますか。（2）学校給食無償化の考えはありますか。

以上、質問いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。今日最初の質問者でございます河野議員の御質問にお答えをさせていただきます。なお、2番目の御質問につきましては所管をしております教育委員会から回答いたします。私の方からは、そのほかの御質問につきましてお答えをさせていただきます。1番目1点目、空家対策ということで、現状、自治会や周辺住民から空家対策の要望にどのような形で取り組んでいるのかという御質問でございます。自治会や周辺住民の方から空家対策の要望をいただいた際には、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づきまして、現地を確認した上、固定資産の情報、水道の利用状況などの調査を行い、所有者または管理者を把握いたしまして、文書などで適正に管理するようお願いしている状況で取り組んでおります。続きまして2点目、空家の適正管理等に関する条例制定の進捗状況はどうなっているのかというお尋ねでございます。この進捗状況でございますけども、今議会におきまして上程しているところでございます。次に3点目、空家除去費補助並びに改修費補助の考えはないかという御質問でございます。長与町では、空家に関する各種補助の要件となる「空家等対策計画」を現在のところ策定しておりません。今後、空家等対策計画を策定していく中で、各種補助につきましても研究し、判断してまいりたいと考えております。私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

では、河野議員の御質問にお答えいたします。2番目の就学援助拡充と学校給食無償化についての1点目、就学援助の基準を見直す考えはないのかの御質問でございますが、就学援助の認定に際しましては、生活保護法に規定する「要保護者」の児童生徒を「要保護児童生徒」として認定し、また、生活保護基準額の1.2倍以下の所得を基準とした「準要保護者」の児童生徒を「準要保護児童生徒」として認定し、就学援助費を支給しているところでございます。就学援助の対象として認定するにあたり、生活保護基準額に乗じる倍率や参照している基準額は、要保護者に準ずる程度に生活が困窮しているという観点から、必要な水準を満たしているものと考えております。議員御指摘の新型コロナウイルス感染症の影響等により、家計が急変した場合には、困窮の実態を考慮し、家計急変の状況を証明する書類等を提出することにより、随時、就学援助の認定ができるように柔軟に対応をさせていただいているところでございます。現在のところ基準の見直しは考えておりませんが、引き続き、国や他市町の動向等も注視しながら、就学に必要な援助ができますよう努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の学校給食無償化の考えはないかの御質問についてお答えいたします。

児童生徒が納入する給食費は、そのほとんどが食材費でございます。現在、小学校の1食分の食材費は245円と設定し、月当たりの給食費は4,143円としております。これにより11月を掛けますと、児童一人当たりの年間給食費は4万5,573円となります。2月時点での小学校児童総数は2,333名ですので、小学校の本年度の年間食材費は約1億632万円でございます。同様に中学校を算出いたします。生徒1食分の食材費は302円を設定し、月当たりは4,805円としております。これに11月を掛けた一人当たりの年間給食費が5万2,855円となります。2月時点での中学校生徒総数は1,140名ですので、中学校の本年度の年間食材費は約6,025万円でございます。町内の小中学校の年間給食費は約1億6,657万円となります。これを令和元年度の決算総額を母数にすると、全体歳出の約1%に当たります。学校給食無償化となりますと大きな支出となり、財政負担となることが予測されます。また、現在、公会計化に向けて準備を進めております。このような状況から、学校給食無償化という考えはございません。私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

それでは再質問をさせていただきたいと思います。まず空家対策についてですが、以前、同僚議員からも同趣旨の質問がなされた経緯があります。そのときに空家住宅等実態把握調査を実施されたということで、件数も言われておりました。平成29年ということだったんですけども、その後、こうした調査をされて、その当時の数値から変わっているものなのか、まず、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

平成29年当時に調査を行っておりますが、その際に出た数字というものが、空家の可能性が高いものとして254棟、特定空家となる可能性が高い家屋として17棟ということで報告をさせていただいております。その後、調査等は行っておりませんので、今現在この数字がそのまま残っているような状態となっております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

数字は変わってないということで、まず最初の、自治会等や周辺住民からの空家の課題がつかないのか、対策をして欲しいという声が出たときに、そういう様々な調査をして、状況を把握して、その所有者にお願いしているということで、それで解決できているものなのか、どうなのか。空家ってなると、そもそも所有者はそこに住んでいない状況だということに思いますよね。いろいろなものが老朽化して、周辺の住民の皆さんに迷惑を

掛けているということで、失礼ですけども所有者は、そこにもう生活の実態がないわけですから、そんなに困ることはないということで、なかなかそこが空家の対策になっていないんじゃないかなというふうに思うんですけども、これまでの事例で、所有者の方にお願いして、様々な対策が取られたという経緯があるのか、まずそこをお伺いします。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

件数といたしまして、令和元年度が5件、今年度が10件、要望等があります。その中で対応されているものと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

そういう、解決してればいいですけど、解決してなくて、さらに老朽化して最近災害も大きいですから周辺に迷惑が掛かるってなると非常に問題かなと思いますんで、そういうのも含めてこの適正管理等に関する条例というのが、全国的に国が決めて各自治体が制定するようになってはきているんですけども、それで先程17件が特定空家になるのではないかというふうに言われていましたけども、この特定空家等に認定されるまでの手続きを少し教えていただければというふうに思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

まず、町民等からの情報提供がございます。情報提供の中で所有者の把握、調査等を行います。把握をしたのち、助言なり、お願いをするところではあるんですけども、お願いをしたあと適正に管理をされますと、そこで終了と。適正に管理がなされない、そのまま放置されているということであれば、立入調査等を行いながら、特定空家に移行するかどうかの判断をそこでするような格好になってきます。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

それまでには一定、期間があるわけですね。審査会にもかけるという形になると思うんですけども、ここまでにいく期間というのが大体どれくらい必要なのか、特定空家と認定されるまでに。先程言われた情報はすぐ出てきて、調査、その後、例えば所有者に対処してくださいとお願いしたその期間はどれくらいを見て、それがされてないという形で特定空家になるという期間は、どれくらいを考えてらっしゃるのか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

今現在、どれくらいの期間をもって特定空家の基準にしていくのかっていうところは、まだ研究をしているところですので、今後、空家等対策計画の中で協議をしながら判断をしていきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

今回、条例ができたっていうのも、やはりそうした空家対策が早急に進むようにというふうな形で条例が制定されているものだというふうに考えます。そういう意味では所有者の判断等々もあると思うんですけども、後程また質問をさせていただきますけど、対処しようにも費用の問題等々があると思うんですよね。ですから、対処できるかどうかっていうところ、例えば、よく言う行政代執行でやった場合も費用はその所有者に請求をするというふうになってはいますが、それでもなかなか、すぐには本人もできない場合があると思うんで、逆に周辺の環境を守る上では特定空家等に認定して早急に、その最初の問題を解決していくというのが重要じゃないかなというふうに思うんですよね。そういう意味では期間を早めて、もし、その所有者ができないというふうな判断をされた場合は早急に特定空家の方に移行すると、特定空家として認定するという対応も必要ではないかなというふうに思うんですけども、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

確かに移行するというのも必要なかもしれませんが、これが後程議論するものと思うんですけども、空家の除去費っていうのも、補助の要件の中では特定空家になる前の段階でしないといけないというものもございますので、そこにつきましてもどのような格好で判断をすべきかというのは、今後、検討する課題ではないかと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

今後の検討課題でもあるということですので、何度も言いますが、所有者はもう居住がそこにはないものですから、そもそもの生活はそんなに困ることはないと思うんですよね。一番困っているのは周辺住民の方だというふうに思います。周辺住民のそういう問題を解決するために、こうした問題も出てきているんじゃないかなというふうに思いますんで、そこはやっぱり迅速に対応することが、この条例の趣旨でもあるのかなというふうに思いますんで、是非その辺は検討していただきたいと思います。それで、特定空家でない空家の対策というのは、先程言われた今までの対応の仕方というのは、変わらないというふうに考えてよろしいのか、そこもお願いしたいと思います。



○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

特定空家となる前の段階ということですので、そこにつきましては、今までの対応とほぼ変わらない状態で進めていきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

その基準ですよ。254件のうち特定空家とみなされるのではないかというのが17件ということで、254件は既にもう空家だというふうな数値が出ているわけです。そもそもお伺いして申し訳ないんですけど、特定空家となる条件というのが、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

まず、空家ですけども、空家がどのような状態なのかということですので、まずは一年以上使用をされていないような常態化があるのか。ただ都市圏に出られていて帰ってくるのが困難な場合、一年に一度も戻ってくることはできないとか、そういったものを特定空家にするというのはなかなか難しいところではあるのかなとも思います。各条件に合ったもので、まず空家というものを判断した中で、そこで情報提供があったものに対してはお願いをします。お願いをした中で、改善がされないというところで特定空家にするかどうかというところを判断していきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

そうすると、一つの条件としては一年以上の居住がない、その所有者が既によその地に居住を構えていて、そこに住む計画がないというのが一つの条件にはなるということ。あとはそういう対応が難しいというところで。そうすると特定空家、この間、こうした取り組みが進む中では増える可能性もある場合も考えられるということですね。今回、条例が制定された中で、国のガイドラインでは、市町村の特定空家等の判断の参考となる基準及び参考となる一般的な考え方を示したものだというふうに言われていますね。各市町村の地域の実情に反映しつつ様々な、長与町なら長与町の実情を勘案して条例を制定しても構わないというふうになっている状況ですね。今回の条例、長与町独自の地域の実情というものが含まれているのか、そこについてはいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

長与町独自の事情ということですので、今現在は無いものと。今後、計画の中で協議をしていくという格好で考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

長与町が独特のところっていうのはなかなか見受けられない、例えば、離島であったりだとか、そういう所はいろんな、様々な条件があるのかもしれませんが、住宅地というところでは、そういう部分が含まれるのかなというふうに思いますんで、それも今後の課題だということなんで、是非そういう長与町の実情、住宅が密集してるというふうなところから、早急な対応が必要ではないかという、そういうところも検討していただければと思いますんで、それも今後の課題ということですので、そこまでにさせていただきたいと思います。それで、あと除去費補助、改修費補助についても空家対策計画を作って、その中で検討していくというふうに言われていました。これは長崎県の冒頭、話しましたホームページの中であるんですけども、長崎県内の自治体では、特定空家条例を制定された所が大体12自治体だったと思うんです。その中で、空家の除去費補助金、これを既に取り組んでいる自治体が12自治体。島原市なんかを見ると、除去費として50万円の補助金があるということでありまして、これは除去費ですね、空家をそもそも解体してしまうということ。あと、空家の改修費の補助をしている自治体が11自治体あって、これは空家バンクの利用活用推進、移住の問題も含めてこういう形で取り組んでいる状況ですんで、これも11自治体の中で様々な取り組みがされているということですので、空家の利活用と、さっき言う特定空家周辺のそういう環境整備の意味での除去費用というのは、私は今後、本当に必要になってくるんじゃないかなと。先程言いますように、なかなか費用を出せないと言う方には、こうした補助金を活用して除去をしてくださいと。空家のリフォームをして、売るなり、貸すなりという形の対応をとっていただければ、移住の問題にも繋がっていくんじゃないかなというふうに思いますんで、これは是非、やっぱりすべきではないかなと。条例を制定した所で、この補助金を作っている所もあるんですよ。条例は制定したけども補助金が無いという所。せつかく条例作った中で、こうした中身がないとなかなかうまくいかないんじゃないかなというふうに思いますんで、今後の検討課題ということですけども、是非作る方で検討されていかれるのか、その辺のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

確かに議員が言われるとおり、除去の補助が12市町、改修補助が11市町、両方されているのが7市町あるので、各市町において事情に応じて行っている事業だと思って

おります。町においても、そこについては研究、検討をして考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

是非、前向きな検討をしていただきたい。さっき言うように移住定住の問題でも取り組んできて一定の評価を上げていますし、特に空家ができている所というのは周辺住宅、団地が高齢化して、なかなか若い人が逆に入ってこなくなっている環境があると思うんですよね。で、だんだん空家になっていくということで、例えばリフォーム助成で安価で貸すことができるだとか、売買が安くでできるだとかっていう環境を整えば、一定所得が低い若い人も、老朽化した団地だとか自治会に入ることができますので、またそうなると、その自治会も活性化されるというふうに思いますんで、そういう意味では、いろんな利点があると思うんですね。そこに出すお金も一定の金額が必要ですけども、それに見合う問題、新しい団地ばかりに若い人が住むんじゃなくて、ちょっと老朽化した団地にも若い人が入ってもらうためにも、こうした制度を取り組むべきではないかなというふうに思いますんで、是非、取り組んでいただきたいなというふうに思います。お願いだけではあれなんで、町長いかがでしょうか。是非、そういう形で考えられるんじゃないかなと思いますんで、御答弁があればお願いしたいと思いますけども。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、言われたように各地の事例等々ございます。こういったものも踏まえて、今回の条例制定となっておりますので、その中で十分研究していきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

是非、よその町もいろんな形で取り組んでいるという状況も見ていただいて、参考にいただければというふうに思いますので、是非そういう形で、前向きな形で取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、就学援助と学校給食無償化について、質問をさせていただきたいと思います。就学援助も今の基準で対応できているというふうな話でありました。先日、実は長崎市議会の市会議員から資料をいただいて、長崎市議会が基準を見直したということがあるんですけども、それは既に御承知ですか、まずはお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

申し訳ございませんが、知っておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

そしたら、まず長崎市議会の認定基準の大まかなところでお伺いして、長与町との違いを確認させていただきたいというふうに思うんですけども、長与町のホームページにも就学援助を受けられる基準、該当する理由というところで幾つかあるんですけども、長与町の場合は、生活保護を3か月以内に廃止された方が生活が苦しいという場合、町民税が非課税である場合、児童扶養手当を受けている場合、世帯の合計所得が下記の基準以下、表が出ているんですけども、子どもを就学させるのが困難な場合ってというのが該当する理由になっているんですけども、例えば長崎市の場合、当然生活保護が停止され、廃止された場合というのがあるんですけども、市民税が非課税である場合、そのほか市民税が減免された場合、個人事業税が減免された場合、固定資産税が減免された場合、国民年金の掛金が減免された場合、国民健康保険税が減免された場合というふうに、各税等々が減免された場合も就学援助の認定の対象になるということなんですけども、本町の場合もこういう形で取り組んでいらっしゃるのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

長与町の場合、減免に関しては、基準の中には入れておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

今、コロナ禍の下で、様々な減免措置が条例等でもされているわけですよ。やはり減免を申請されるというのは、一時期に収入が減ったという形で生活が困窮しているということだと思うんですよ。長崎市は、この基準は見直したわけではないと思うんですけども、これまでどおりの対応でやられていると思うんですけども、本町もこうした基準を見直すべきではないか。当然、そこには収入がどれだけあったかっていう判断もされると思うんですけども。まず、本町のホームページで見ると、減免された場合は該当しますよってというふうにはしてないわけですから、減免されたらすぐ就学援助を申請しようというふうにならないと思うんですよ。自分は減免申請して減免が受けられましたと。就学援助を受けられるんじゃないかと。申請したあとどうなるかっていうのは、また別の問題だと思うんですけども、そういう機会を増やすという意味では、こういうふうな対象を拡大していくのは必要ではないかなと。こういうところから、やっぱり基準を見直すというのが必要ではないかなと思うんですけども、いかがお考えでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

長与町の基準につきましても他市町の基準等も検討をしまして、そういう減免規定とかが基準の中に入れられるのかどうか、今後、研究を進めていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

この文言を入れるだけでも全然違うと思うんですよね。先程何度も言いましたが、該当するかどうかは申請したあとの問題ですから、申請する機会を増やすというのは必要ではないかなと。なかなかそこが分からない、知らなかつたとかになってしまう。先日、福祉課の課長が言われましたけど、いろんなメニューがあるんですよっていうのをポスターも貼って、チラシも配って知らせていきますという意味では、該当するかどうか分からないけれども、申請する機会を増やしていくという意味では、こういう部分を入れるというのは全然問題ないのではないかなというふうに思うんですよね。その入る前から自分で判断して、駄目なんじゃないかなというふうになるんじゃないかと、自分ももしかしたら受けられるんじゃないかというふうな形で取り組んでいくと。そういう情報を流していくというのは非常に大事だと思いますんで、何も悩む必要はないと思いますんで教育長どうですか。ホームページでも、例えば就学援助の申請のチラシでも、そういうふうな形で盛り込んでいくということはできないものなんですか、いかがですか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

ですから、今からそういう文言を入れるかどうかということも含めまして、研究を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

そういうふうに取り組んでいただきたいと思いますが、私は、「じゃあ入れていきましょう」というふうに答弁がいただければ非常に納得するわけですが、是非、検討をしていただきたいというふうに思います。それで、長崎市の所得基準の見直しが行われたということで、長与町の現行の所得基準をお伺いしたいと思いますけれども、生活保護基準は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助の1.2倍ということで、勤労控除、社会保険料、合わせて総収入がこの基準の金額になると思うんですよね。長崎市が見直したのが、新たな所得基準ということで、先程、生活扶助、教育扶助、住宅扶助の1.2倍に、所得税、住民税と社会保険料、合わせた数字を対象にするというふうに、そこで対象が広がっているわけですね。是非、こういう形で取り組めないかなと、先程、長崎市

が変えたということを御存じなかったということですが、やっぱり長崎市がこういう基準を変えたというのも、一つは、これも国から、生活保護基準の引き下げによる影響が制度に及ばないように配慮を求める通知というのが来ていますよね。こういう通知に基づいて生活保護基準が引き下げられることで、これまで貰っていた就学援助が貰えなくなるという世帯が出てこないように配慮すべきだと、その配慮の中から基準額を変えた部分があると思うんです。これ数字的に、長崎市が市議会に提出しているんですけども、生活保護基準が変わったときの影響数が219人出るんじゃないかという形で、そういう数値に基づいて基準を変えて、逆にその基準を変えることで219人は引き続き就学援助を受けられて、逆にまた77人、就学援助を受けられる方が増えるというふうに対応してるわけですよ。ここがやっぱり私は必要かなというふうに思うんですよね。ですから基準を変えるべきではないか、冒頭は「基準は変えずに、これまでで対応していきたい」というふうに言われてましたけども、じゃあ生活保護が下がった中で、影響を受けた世帯というのはどれくらいあるのか、あれば教えていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

長与町の場合、保護基準額というのは平成25年度の保護基準額を参照にしておりますので、影響が出ないようにしております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

影響が出たケースというのは無いということですか、ゼロということですね。もう一度お願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

影響は出ておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

分かりました。現状はそれで出てないのかもしれませんが、生活保護基準は見直しがその都度行われていますし、長崎市は77人の方が逆に就学援助を受けられるというふうな拡大をされているわけですよね。何度も言いますように、このコロナ禍の下で、急激に収入が減るという場合も考えられるわけですから、これは基準を見直して、冒頭、私、教育基本法をちょっと言わせていただきましたけども、市町村はその対応をしなければならないとなっているわけですよね。この立場に立って基準を見直すというふうな

考えにならないものなのか、これは是非、教育長、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

議員のおっしゃることは分かるんですが、やはり他市町の動向を見ながらもっと私たちも研究をしてみたいと思います。一応そこまでです。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

長崎市の事例を、今、説明をさせていただいたわけですね。他市町はそういう対応をされている部分があるわけですから、是非、そういう立場で検討していただきたいというふうに思います。学校給食の問題もありますので学校給食の質問をして、最後にちょっと要望もさせていただきたいと思いますが、学校給食についても大きな財政費用が掛かるということと言われました。当然、私はお金が掛かるということを十分承知して質問をさせていただいております。だから、必要ないというふうに考えるのか、大きなお金が掛かっても必要だと考えるのか、ここがやっぱり大事だと思うんですね。是非、そういう立場で、今日言ったから「さあできますよ」というふうにはならないと私は考えます。それこそいろんな調査をして時間が掛かるのではないかなど、やるにしてもですね。でも、やっぱり取っ掛かりを作るとするのが大事かなど。まずは本気で取り組んでみようかというふうに思われないのかなっていうふうなのがちょっと思うんですけども、何度も言うんですけど、このコロナの状況で本当に収入が減って大変だっていう方はたくさんいらっしゃると思うんですね。やっぱり、ここをそういうふうな形で救おうじゃないかと、何とかしようじゃないかというところで、研究していただきたいなということで、例えば先程1億6,000万円ほど掛かりますということで、これは当然財政が必要なんで町の財政課と、こういう費用が掛かるんだけどもどうだろうかというような形を協議した経緯がありますか、お伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

給食費そのものは、現在、いわゆる受益者負担という考え方で進めておりますので、その考え方を崩していない関係上、そういった相談をした経緯はございません。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

今、全国的に学校給食の無償化、無料化が行われていることは御承知だと思います。山形県の寒河江市という所があるんですけども、ここは中学校の給食を導入したのが2

011年、つい最近なんですけど今年から小中学校の給食費を完全無料化すると。掛かる費用が1億9,000万円ということで、こういう自治体が増えてきているんですよね、実態として。全国的にはまだまだ少ないですけども、77自治体で給食の無料化、無償化を行っているということで、これはちょっと古いんですけど、2017年の調査で、2018年でしたか、今現在、示されている数字はそれで、ただ、それ以後、例えば2020年4月では、愛知県の豊田市で小中学校の給食を7月まで無償とする。これはコロナ対策だというふうに思うんですよ。沖縄県の石垣、これも7月ですけども小中学校の学校給食費2020年1学期分を免除にする。大阪大東市では公立小中学校の給食費2020年1学期分の無償化の決定、大阪市の市立小中学校では4月から完全無償化、2020年3月には志摩市、中学3年生の給食無料化の方向と、やる形は様々なんですけども、やっぱり何とかできないかという形で、一部分だけでもやろうという努力をしてるわけですね。先程、理事は受益者負担というふうに言われましたけども、受益者負担にも限界があって、そういう問題は解決しようというような形で取り組んでるわけですよ。だから必要ないと思うのか、やってみようと思うのかが大事だと思うんですよ。必要ないからしないというふうになるんじゃないかと、取り組んだけども、やっぱりなかなか難しいという結果が出た場合と、どちらを町民は評価するかとすると後者だと思うんですよ。何とかやれないかという努力をすることが、私は大事だというふうに思うんですけども。これは実はエアコンのときにも言わせていただいて、エアコンの問題も、当初はそんなお金が掛かることができるものかというふうな話でなかなか進まなかったけども、全国的に進む中で国も変わって。でも国の補助金が出る前に教育長は何とかやりたいというふうな方向性を出しました。国の基準が決まってすぐにできたんですけども、それと同じだと思うんですよ、何とかやれないかというふうな努力をすることが私は大事であって、そこを始めからしないというのが、ちょっとほかの自治体からするとどうなのかなと。本当に子育ての町というふうに考えるならば、そういう努力をすべきじゃないかなというふうに思うんですけども、全く取り組む考えはありませんか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

議員がお考えになられていることは一定理解をいたしますが、給食費につきましては、やはり受益者負担という考え方は変えようというふうには思いませんので、現在のところ取り組む計画、あるいは取り組む意思はございません。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

今のところで再度質問しても同じ回答しか返ってこないというふうに思いますんで、終わらせていただきたいと思いますが、教育の機会均等法というふうな話もさせて



いただきました。就学援助にしても、この学校給食無償化にしても、例えばよその自治体で就学援助を受けられて、長与町に引っ越しして来たけれども、基準が満たなくて受けられなくなった。よその自治体で給食が無料だったんだけど、長与に来ることで給食が有料になった。その自治体の考え方だと思うんですけども、同じような教育を受ける中でそういう差があるというのは、私はどうかと。それは全部が同じようになればいいですけども、なかなかそれは難しいと思うんですけども、子育ての町という形で取り組んでいくなれば、やっぱり本当に子育てしやすい環境を整えるというのは大事だというふうに思いますので、今回に限らず、引き続きこの問題は質問させていただくことを決意して、質問を終わらせていただきます。

**○議長（山口憲一郎議員）**

これで河野龍二議員の一般質問を終わります。

場内の時計で10時35分まで休憩します。

（休憩 10時23分～10時35分）

**○議長（山口憲一郎議員）**

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順12、松林敏議員の①避難所について、②自治体アプリについての質問を同時に許します。

2番、松林敏議員。

**○2番（松林敏議員）**

それでは早速質問に入らせていただきます。①避難所について。全国的に年々激甚化する自然災害に対して、避難所の整備がますます重要になっています。本町でも、昨年大型台風接近のときには満員になった避難所もあったと聞いています。そこで、次の点について質問します。（1）町の指定避難所27施設のうち、昨年9月の大型台風の際に開設されなかった施設が幾つかありますが、その理由をお聞かせください。

（2）各避難所の位置、収容人数を見てみると偏りが大きいように感じられる。避難所から遠いからと諦めたり、近くの避難所が満員だから諦めたりする人がいたと思われる。また、これから増えていくとも考えられる。これを改善するために、避難所から遠い自治会の公民館に避難所としての機能を持たせることで、高齢者や避難行動要支援者の避難行動を軽減することが有効と考えるがどうか。

②自治体アプリについて。地方自治体で独自にアプリを開発している自治体が増えているようです。本町でも、行政サービスのアプリや緊急時の情報発信のアプリなどの自治体アプリの導入を検討すべきと考えるがどうか。以上です。

**○議長（山口憲一郎議員）**

吉田町長。

**○町長（吉田慎一君）**

それでは、本定例会の最後の質問者であります松林議員の御質問にお答えをさせてい

ただきます。1番目1点目、避難所について。町の指定避難所27施設のうち、昨年9月の大型台風のときに開設されなかった施設は幾つあるか、その理由についてというお尋ねでございます。昨年の大型台風10号が接近した際には、指定避難所27施設のうち11施設を開設し、16施設につきましては開設していないというところでございます。避難所を開設する判断基準がございますけれども、それは土砂災害、河川の氾濫、高潮災害、津波被害別にそれぞれ判断基準がありまして、国や県の情報、気象台による発表を参考として、各地域の状況を鑑み、長与町地域防災計画に定めた開設条件を災害警戒本部、災害対策本部などで協議し最終的に判断をしているところでございます。今回につきましては、報道等により災害発生の可能性が高いとの判断から、国や県の情報、気象台の発表を待たずに災害対策本部を設置し、協議をいたしました。そして、避難勧告を発令するという事になったわけでございます。幾つか段階がありますけれども、地域防災計画に定めた開設条件として、避難準備で5か所、次に避難勧告で12か所、次に避難指示の発令、そして大規模災害が発生した場合に全避難所を開設と、段階的に上げていくこととしております。避難場所もそれぞれの管理者がおり、借用させていただいている状況の中、施設利用者の対策、派遣職員、協力体制の手配や依頼をしていかなければなりません。災害発生規模及び可能性を考慮しながらの開設となっているわけでございます。今回は施設の状況等を確認し、総合的に判断をした結果、台風災害に対応できる11か所の開設が可能と判断したものでございまして、そういうところで御理解いただきたいと思います。

次に2点目の自治会の公民館に避難所としての機能を持たせることが有効と考えられるかどうかという御質問でございます。本町は現在、長与町地域防災計画におきまして、町内の公共施設27か所を指定避難所として指定しております。議員御指摘のとおり、町内の公共施設の位置や規模の点からしても、地域における違いがあることは承知をしているところでございます。今回の台風接近の際は避難者が集中した避難所もあり、職員からの連絡を受け、他の避難所への移送を行うなどの対応となっております。自治会の公民館に避難所としての機能を持たせることにつきましては、指定避難所を町として明確に示しているのが、災害対策基本法第49条の7に、指定避難所は災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在をさせ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として、市町村長が指定することとなっております。施行令第20条の6に、指定避難所の基準を満たす施設を指定しているものでございます。建物の状況や駐車スペースの問題等、公民館や防災センターにつきましては、総合的に判断し、指定はしておりませんが自治会長、自主防災組織部長の御判断で自主的に開設することは妨げておりません。実際に自治会の判断で、自主的に公民館や防災センターを避難所として開設した所もございますので、集会施設につきましては、各種災害を総合的に判断いたしまして、安全が確保できる災害につきましては自治会との協議により使用していただけるよう、対応してまいりたい

と考えております。そのほか避難行動軽減策といたしまして、国としましても災害時には危険な場所にいる人は避難することが原則としていますが、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。安全な親戚、知人宅に避難することも考えてみるよう推奨し、県におきましては旅館ホテル組合と協定を締結し、高齢者や障害者ら、避難生活で特に配慮や支援が必要な被災者の避難所として利用できるよう、受入先の確保に柔軟に努めております。町としましても避難行動軽減のための対応といたしまして、長崎広域連携中枢都市圏の枠組みの中で、長与町の住民が、隣接しております長崎市、時津町の避難所に避難することは可能とする連携事業をしております。また、今年の1月には避難所の混雑状況を町民に円滑に提供し、広域での避難所情報を共有できるよう、長崎広域連携中枢都市圏を形成する長崎市、時津町、長与町で「災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定」の締結、これは株式会社バカンですけれども、行いまして、避難所の混雑状況を提供することで町民の避難行動の円滑化を図る対策を行っております。

続きまして大きな2番目、自治体アプリについての御質問でございます。本町における情報発信といたしましては、「広報ながよ」などの紙媒体による情報発信と、ホームページやSNSなどのウェブ媒体による情報発信が主なものとなっております。加えて、緊急時には防災無線を活用するなど、それぞれの特性を活かしながら、より効果的な情報発信を心掛けているところでございます。町公式ホームページにつきましては、大幅にリニューアルをいたしまして4月から公開するようになっております。新たな機能も追加予定でございまして、今まで対応していませんでしたスマートフォンやタブレットへも自動的に最適化されて、表示できるようになるわけでございます。また、Q&Aを充実させていくとともに、キーワードなどを入力するとAIが最適な答えを会話形式で御案内いたします「チャットボット機能」も導入いたします。議員御指摘の自治体アプリにつきましても、新ホームページと連動するスマートフォンアプリを導入予定でございます。このアプリは新着情報や緊急情報をプッシュ通知で、より早くお届けすることができるものでございます。また、緊急時に特化したアプリといたしましては、長与町独自には開発しておりませんが、昨年12月1日にヤフー株式会社と「災害に係る情報発信等に関する協定」を締結しておりまして、スマートフォン用アプリ「Yahoo!防災速報」をダウンロードし、地域の設定をすることで、様々な災害情報をプッシュ通知でより早くお届けすることができるようになりました。これからも高齢者や障害のある方など、誰もがホームページなどで提供される情報や機能を利用しやすいように日々改善をしながら、町民の皆様方に「伝わる、繋がる、御活用いただける」、正確で即時性のある情報発信に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

それでは、再質問させていただきます。避難所についてはパーテーションの購入やい

ろんな会社との提携で、避難所の質の向上に力を入れていただいていると理解して感謝しているところです。しかしながら、年々ひどくなる自然災害に対して、避難所の定員が満員になるというような状況を心配しています。昨年の台風で幾つかの避難所が満員になって町民体育館まで移動された方や、避難所が満員で諦めて自宅に帰った方がおられたようでした。町全体として見れば、町民体育館まで行けば避難できたので、避難所の数としては足りていたのかもしれませんが、地区ごとに見ると足りてない地区があるんじゃないかと考えています。満員になった避難所は何か所あったのかお伺いします。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

今回11か所開いておりますけども、そのうち2か所で基準としておりました収容人数を超えております。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

避難勧告の時点では17か所、大体開くようになっているのに今回11か所の避難所が開設されたということで、17施設全部開けば、こんな満員になって大きな移動が起こったりしなかったのかなとも考えるんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

避難勧告を今回発令させていただいたことによりまして、地域防災計画上では12か所の開設でございます。町長の答弁にもありましたけども、自主的な避難所の開設は5か所を開設いたしまして、避難勧告時には12か所、そして避難指示以上の発令があった場合には全箇所、27か所を開くということになっておりますが、これはあくまで基準でございます、その状況の中で今回11か所にしましたのは、指定しておりました施設で、改修工事で使用が不可能に近い状況があったと。台風避難でございましたので、それに影響がないようにということで地域を選定いたしまして11か所、今回開設させていただいたという状況でございますので、御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

ちょっと勘違いしてまして、5足す12で17と勘違いしてました。取り消します。幾つかの避難所が満員になったという防災放送が途中で流れたために、代替りの避難所に行くのを止めた人がある程度いると思われていまして、自分は消防団員ということで高田中学校体育館の避難所に手伝いに参加してまして、体育館の混み具合を見て帰ら

れた方が何名かおられたようでした。このような状況になっていたことは把握されていたのかどうかをお教えてください。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

この点につきましては把握をしております。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

満員になった避難所に対しては役場職員が町民体育館へピストン輸送する対応をしますということだったんですけども、大型台風が迫っているという、ああいう状況の中で、大雨による冠水や強風による倒木など危険だと思われる中での移送は危険な行為だと思います。こういうことを今後も対応として考えているのか、お聞かせください。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

今回につきましては、早い段階で非常に多くの方が避難をされて殺到しているという情報が職員の方から入ってまいりまして、安全面を考えまして、二次災害等が起こり得ない状況の判断をいたしまして災害対策本部の方で決定をさせていただき、職員による配送をさせていただいた状況でございました。対策としまして、先程、町長答弁にもございましたが、国からの周知としましては避難所に避難するだけではなくて、やはり安全な所で避難をしていただく、自分の命を自分で守っていただかなければいけないということが重要になってまいりますので、親戚や知人宅、そういう所で過ごしていただくことも考えていただきながら、健康面を考慮することがございますので、県の方もホテルや旅館の方の協定を結ばせていただきまして、そちらを利用できる体制をとっております。そういうことで今回、そういう問題につきまして、なるべく早めの周知をすることが命を守る大前提になってこようかということを経験させていただきましたので、周知の徹底した対策、もしくは先程、中枢都市圏のお話も町長の方から答弁がございましたけども、そういう形で長崎市、時津町とも協力しながら、より身近な避難体制がとれるような対策を考えていきたいと思っております。それと先程の、今後のピストン輸送の話がございましたが、やはり緊急度が必要な場合、どうしても命を守る行動というのがまず真っ先の、第一の条件になってまいりますので、そういうことが必要である場合は、やはりこういう行動も必要ではないかというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

今回の台風が想定していたよりも風が強くなかったり、雨もそんなにひどくなかったからできたことかなと考えてまして、できたら職員もそんな危険な行動をしない方がいいんじゃないのかと考えています。高田郷だけの話になっちゃうんですけども、高田郷にはふれあいセンター、高田小学校体育館、長与南小学校体育館、高田中学校、長崎高等技術専門学校体育館、長崎北陽台高等学校体育館という6か所が避難指示のときの指定避難所になっているんですけども、6か所足すと2,777人ですけども、去年の台風のときは2か所しか開設されないで、収容人数が942人しかなかったと。コロナのことを考えると人口の1、2%ぐらいしか収容できるような能力がなかったんじゃないかなと考えるんですけども、こういったときには避難指示、避難勧告とか関係なく、ある程度の人数が避難できる体制を作ることができなかつたのか、お聞かせください。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

高田郷の件でございますけども、今回の台風接近に関しましては、避難勧告を発令したということで地域防災計画上の2か所を開設というのを基本として、対策をとらせていただいたところでございます。高田郷の人口に対しまして、この2か所の収容人数が人口比で9%、そして実際に避難された方は257名ということで2.5%でございました。2か所の収容定数、2.5%だったという現実からしますと問題は無かったものと考えますけども、やはり今回は新型コロナウイルスの感染症対策ということで、収容人数が決まっておるんですけども、対策の一環で、ある程度人数制限を今回かけて対策をとったものですから、住民の皆様には対策に御協力を頂いた流れで、御迷惑を掛けたというふうに認識しておりますので、今後の対策にこの経験を生かさせていただいて、考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

避難所の整備の効果として、災害時以外で近くに避難所があるということでの住民の方々の安心感が得られるという効果が結構大きいかと思っているんですよ。そのような状況の中で避難所に来られた方が、例えばハザードマップにある危険箇所が家の近くだったり、家が古くて台風の時怖いからと避難所に行ったりとか、そういった方が満員で避難所に入れなかったと。これはちょっと住民の期待を裏切る形になってしまったのかなと私は考えています。さらに一番心配されるケースとしては、例えば家の裏が崖だから避難所に行きたいけれども、近くの避難所は満員だから我慢して家にいたら災害に遭うと。そういうことが起こらないためにも何か対策が必要じゃないかなと考えるんですけども、何か対策があったらお教えてください。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

まず、先程から申していますが、国においてはいろいろな親戚だったり、友人宅であったり、そういう所の活用をして、まず安全な対策をとってくださいというお話がきておるところではございますけども、町としましても、施設だけが安全な場所とは限りませんので、やはり周知することが大切ではないかというふうに思っております。災害時にはその対策の一つとしまして、私どもの方も、先程の広域連携中枢都市圏であったり、これは協定にもよるんですけども、町民の方々が、災害が発生したときにショッピングセンターであったり、遊技場であったり、そういう所におられた場合はその施設に留まっていたら使用ができるように、協定の方を使いまして、そういう所も使えるような対策をとっております。こういうことにつきましては災害の発生状況によりますけども、やはり町民の皆さんに周知する必要があるということでございますので、今後については、そういう対策をしているものについて周知を徹底していきたいというふうな考えを持っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

避難所に来られる方っていうのは、自分の命の危険を感じた方が避難所に来られると。自分の命を守るための行動をなさいということで、例えば自分の家が安全だったら自分の家にいるし、隣の家の人が「いいよ」って言うなら隣の人の家に行くし、いろいろなことを考えた中で、自分の命を守るための行動として避難所に来られているということを考えると、なかなか受け入れできなかったっていうのはちょっと残念なことだと思っております。それで、次の（2）の質問に移らせていただきます。現在の避難所の位置に偏りがあると感じています。今回の台風で本川内郷、岡郷が特に被害が大きかったと感じています。近くで被害が起きたりしたら、やはりその方々も、今度は避難しなくちゃいけないんじゃないかと考えるんですが、避難所が近くに無いという地区に関しての何か対策は考えているのか、お聞かせください。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

今、議員が御指摘されたように地域によっては格差がございます。しかし、避難所だけで考えますと全町的な割合で示させていただく必要がございます。私たちがそういう形で避難所の情報を持っておるんですけども、それによりますと、逆に岡地区、斉藤地区につきましては人口が少のうございます。そういうことで避難場所につきましては、数的なものは、高田地区とか、中央地区から比べれば少なくはなっておりますけども、収容人数につきましては、余裕がある状態での設定ということになっております。また、

当然ではございますけども、そういう状況の中で皆様への対策としましては、災害に対する情報の提供、周知、これがまず大切であるというふうに考えておりますので、その辺につきましては地域の方々の協力が必要になってまいります。そういうことで、自治会とか自主防災組織の方と組織で協力しながら、地域の方々の避難をする前からの体制作りをやっていく必要が、まずあるのではないかと。それによって住民の皆様のそういう心配を解消していくということになっていくのではないかと。ということで、当然でございますけども、自治会、自主防災組織、そして地域の消防団の方々と協力して、そういう対策を考えていきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

避難勧告の前の段階で、避難準備という段階で、高齢者や避難行動要支援者など移動していただくというようなことになると思うんですけど、やっぱり遠かったら難しいと思うんですよ、物理的に。もっと、避難所というのは身近なものじゃないと駄目なのかなと考えていまして、幾つかの自治会では防災センターということで避難所となっています。避難所までの距離が遠い自治会の公民館を防災センターというふうに改築して、地震や台風に強いような防災センターとして改築して、避難機能を持たせることで町民の安心、安全を得ることができるのかなと考えます。また、避難行動要支援者の避難行動支援を考える上でも非常に有効だと考えます。今すぐ全部というわけじゃなくて1年に1か所、2年に1か所でもいいから、どんどんそういうふうに、防災に強い公民館を町内に整備していくことで、10年後、20年後には長与町全域の避難施設の偏りを解消でき、町民の安心、安全を得ることができると考えますが、考えをお教えてください。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

まず、公民館のお話がありましたけども、自治会の集会施設や各地域での管理されているものという形で答弁をさせていただきますが、まずは、当然ですけど地域の親睦と融和、文化などの生活全般に関しまして活動していただく事業の拠点となるものが、地域における集会施設であったりという形で認識しております。当然、経費についても住民負担という形になっておりまして、町による機能を持たせることがまず基本的にはできないものだというふうに思っております。各地域にとっては有意義な施設であることは認識しております。施設によっては、それぞれの自治会が建てておられますので、耐震化をされた施設などもございます。そういうことを考えますと、災害対策の種類によっては安全が確保されるということを考えて、地域の判断で現在、自主的に開設することについて妨げはしておりませんし、御相談があった場合はそういう判断をいただくようにお話をさせていただいてるところでございます。各集会所の改修工事などにつ



きましては、そういう災害対策を必要とするという考えがありますと、長与町の方でも集会施設の整備費補助金につきまして活用ができるようになっておりますので、それを御活用いただいて、御協力させていただきたいと思っております。また、防災センターにつきましては、施設内の火災等の監視や消防施設の制御等が管理されている施設となっております。ただ、管理者につきましては自主防災組織の部長という形で防災センターはなっております。その判断により、防災センターにつきましては自主防災組織部長の責任の下、開設することについては問題が無い。また、災害対策の防災センターでございますので、そういうときには活用いただきたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

公民館の、例えば改築などのときとかの補助金とか、そういうのをできるだけ増額して、そういう災害のときに使えるようなものに変更できたらいいのかなと考えます。台風や大雨で避難勧告、避難指示が出たという状況の中で、そういう不安な気持ちの中で、自宅からあまり離れたくないということを考えると、本当、公民館とか身近な所が避難所だったらありがたいのかなと思いますので、是非とも自治会から相談されたときには前向きに相談に乗っていただくことを期待して、次の質問に移らせていただきます。

既に、ちょっと自治体アプリの導入が行われていると。私も、一応 Yahoo!防災速報アプリとかを入れているので理解はしているんですけども、今度のリニューアルのアプリについて、もう少し詳しくお教えてください。

○議長（山口憲一郎議員）

中村秘書広報課長。

○秘書広報課長（中村元則君）

現在、配信されている自治体アプリには、行政サービスを紹介するもの、それから観光案内や緊急時に特化したものなどがございますが、今回、秘書広報課で導入いたしますアプリは、行政サービス全般に関するものでございます。こちらは新ホームページと連携し、町が発信する情報をより早くお知らせするもので、ホームページ公開後の連携の確認作業等がありますので、7月を目標に利用開始を予定しております。また、ニュースアプリとの連携といたしまして、6月までにはスマートニュースに長与町のチャンネルを開設予定です。長与町をタブに追加いただくと、ホームページの情報に加え、長与町に関する新聞記事やニュースなども配信される予定です。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

自分が期待していた部分のアプリの話をちょっとさせていただきます。現在、本町では、広報紙、防災無線、ホームページ、SNS、電子メールなどによって情報発信を行

っている。これら媒体とアプリでは、情報発信の即時性に差があると私は思っています、そこが一番重要なポイントだと思っています。現在、災害や火事の情報など緊急を要する情報は、防災無線、SNS、電子メールでの情報発信を行っていると思います。防災無線は聞こえづらい場所があったり、大雨のときには聞こえなかったり、町外にいるときには全く聞こえないと。また、夜間は音量を落としているのか気付かない人もいます。SNS、電子メールに関しては、その性質上、手が空いたときに見るといようなものなので緊急の情報発信には向いてないと思います。アプリなら、必要な情報を必要な人に、必要なときに送ることができると思いますので、例えば火事の際に、出動を要請するような情報を消防団員だけに緊急で情報を届けるというようなことができたらいなと考えまして、こういう質問をさせていただきました。このような、防災無線に代わるような機能は、今回のアプリで対応できるでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中村秘書広報課長。

○秘書広報課長（中村元則君）

先程もお知らせしたんですけれども、今回の自治体アプリにつきましては行政サービス全般に関するものとしておりますので、防災に特化したアプリではございません。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

防災の方も、アプリの関係がございまして地域安全課から回答させていただきます。先程、町長の答弁にもございましたけども、長崎広域連携中枢都市圏の協定の中で避難所の混雑情報を即時に配信できるように、1月に入りまして協定を結ばせていただいております。そうすると先程答弁にもありましたけども、Yahoo!のアプリは皆様もお持ちでございますけど、防災速報、情報につきましてはそちらで配信できる協定を12月1日に結ばせていただきまして、災害に特化した部分もその中で配信できるようにしておりますので、その点につきましては御了承いただきたいというふうに思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

消防団のことについて、ちょっと詳しく聞きたいんで、聞きますけど、Yahoo!の速報アプリというのは火事があったときとかも鳴るんでしょうか。教えて下さい。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

Yahoo!につきましては、地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風、その他の災害に関するものというふうになっております。消防団につきましては、私ども、消防団の会議の

中では御説明をしておりますけども、長崎市消防局が発信しております即時の電話回線による通知、もしくはメールによる防災無線の通報等ができるシステムがございますので、それについて消防団員の方に周知をさせていただいている状況でございます。特別なアプリという形では、今回そういう提示ができておりませんが、そういうことで御理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

先程も言ったように、やっぱりメールとかだと即時性がないというふうに考えていますので、是非ともアプリ開発とかをやってもらえたらいいのかなと思っています。今後、導入を期待するアプリを幾つか挙げて最後にしたいと思いますのでよろしくお願ひします。アプリとホームページの違いとして、ID、パスワード入力が必要ない。アプリならID、パスワードを記憶させて利用できるということを考えると、電子図書館ですね。今、使われていると思うんですけども、あれ、いちいち、1回、1回、ID、パスワード入力という手間があるので、こういうアプリが出来れば、もっと利用しやすくなるのかなと思います。そして、これから研究されるという町内施設の予約のオンライン化、こういうのもオンライン決済の機能を付けて、住民の利便性の向上が見込めるんじゃないとか、本町でも行われている健康ポイント事業を万歩計ではなくスマホ機能を使ったアプリを行っている所もあるようなので、こういうことを利用すると健康ポイント事業への参加ももっと簡単になると思われますので、是非とも、今後も自由度をもって、いろんな研究を行っていただくことを期待して質問を終わりにしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

これで松林敏議員の一般質問を終わります。

場内の時計で11時25分まで休憩します。

（休憩 11時16分～11時25分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2、議案第4号長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第4号は総務文教常任委員会に付託します。

日程第3、議案第5号長与町空家等対策の推進に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

今回、条例を示していただいているんですが、この条例に併せて運用指針とか、基準とか、この名称についてはちょっと、どういうものが適当か私も分からないんですが、この3条とか、5条を見ますと、所有者の責務とか、あと情報の提供とかということ町民等に求めるものが書かれてあるんですが。ここを読むだけでは、例えば生活環境に悪影響を及ぼすものはどういうものかとか、適切な管理が行われてない家屋とはどういうものをいうんだとかってというのは、なかなか町民とか、所有者の方たちは分からないと思うんですね。そこら辺を運用する上で、条例と別途、基準なり、名称は別にして、そういうものも定めるべきじゃないかと思ひまして。そういうものの準備をされているのかということと、やっぱり内容が分からないと、なかなか町民等もこの情報の提供とかもできないと思ひますので、どういうふうに周知するのか、そこら辺をお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

規則案を現在作っておりますので、今回、委員会の中でお示しができるものと思っております。空家対策計画を今後作ってまいりますので、詳しくはそちらの方になってくるかとは思ひますが、一定、規則の方でのお話ができるものと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第4、議案第6号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号は総務文教常任委員会に付託します。

日程第5、議案第7号特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号は総務文教常任委員会に付託します。

日程第6、議案第8号長与町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号は総務文教常任委員会に付託します。

日程第7、議案第9号長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第9号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第8、議案第10号長与町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第10号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第9、議案第11号長与町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第11号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第10、議案第12号長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第12号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第11、議案第13号長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第13号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第12、議案第14号長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第14号は、産業厚生常任委員会に付託します。

日程第13、議案第15号長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第15号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第14、議案第16号令和2年度長与町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

松林議員。

○2番（松林敏議員）

説明書の49ページ、11款1項1目農業用施設等災害復旧費、ちょっと大幅な減額となっているんですけども、この辺の詳しい説明をお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

まず、11款災害復旧費の農業用施設等災害復旧費につきましては、補正4号で災害の分、7月の梅雨の豪雨でいただいた分になりますが、その後、国等の査定等を受けまして、設計額等が確定しましたので減額となっております。大きなものとして、岡郷の山崩れの分が県事業で行うようになりましたので、その事業費が減額となっております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第16号は総務文教常任委員会に付託します。

日程第15、議案第17号令和2年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第17号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第16、議案第18号令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第18号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第17、議案第19号令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第19号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第18、議案第20号令和2年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

説明書の諸収入で保留地処分金がありますけど、ちょっといつから変わったのか、詳

細に覚えてないんですけども、処分金を一般会計に繰り入れていたというふうに思うんですよね。一般会計に繰り入れるんじゃないかなと思うんですけども、変わっているのか、変わってないのか、そこら辺をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎都市計画課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

議員おっしゃるとおり、昨年度までは、保留地を売買したことに對して受け入れておりました保留地処分金につきましては、一般会計に一回戻して事務処理をさせていただいておりましたが、今回から、直接、特会の財源として扱わせていただきたいと思いますと考えておりました、諸収入の方を、通常戻しておりましたが、戻さないような方向で、今回、処理をさせていただきたいというふうなことで提案をさせていただいております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

これは一般会計に繰り入れるときにもお伺いしたんですけども、以前は、処分金は処分金で、そこの事業費に充てるという話で。途中で、処分金は一般会計に戻しますと。その理由は「一般会計からお金を出していますので」という話だったんですよ。今回、また事業費に充てるっていうのは、途中で変わった理由と整合性がちょっと取れないような感じがするんですけども、その辺はどのような形でそういうふうになられたのか、もう少し分かればお願いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

木須財政課長。

○財政課長（木須紀彦君）

保留地処分金の取り扱いについては、今、都市計画課長から説明いたしましたとおり、本年度からは繰入金として一般会計に戻さないというふうな形で相談をさせていただいて、今回の判断とさせていただいております。実情といたしまして、令和元年度、債務負担行為を一括施工でさせていただいた。非常に、金額的にも多額であるというふうなこともございます。その中で、一定、一般会計からの単独での一時的な負担というふうなものもあるということも鑑みまして、従前の、継続して行ってきておりました事業の中での保留地処分金というものについては、議員がおっしゃるとおり公債費等で、一般会計等で、その他事務費等にも負担をしておりましたので、一度戻させていただいて、それに充てるというふうな処理をしてございましたけれども、その処理について、一定、一括施工というふうな形を踏まえる段階で、保留地処分金として活用していただくという形で判断をさせていただいたところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第20号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第19、議案第21号令和2年度長与町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第21号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第20、議案第22号令和3年度長与町一般会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

竹中議員。

#### ○14番（竹中悟議員）

この議案は、総務委員会の方で十分審議をしていただくわけですが、今回、社会教育の部分、4、5点お尋ねをしておきたいと思います。説明書の179ページ、12節の学社融合事業の内容についてお尋ねをいたします。それから同じページで青少年研修補助金、これはどのような形で使われるのかお尋ねをします。それから181ページ、14節の公民館等改修工事費、これは主要な施策の上長与地区公民館の分だと思うんですけど、施政方針にも載っていましたが、その辺の内容を少し詳しくお願いをしたいと思います。それから183ページの1節、図書館整備計画検討委員会の人数とか内容、これも施政方針に載っておりました。この辺は少し詳しく。今までは学識経験者とか、コミュニティとか、いろんな方々が入っておられたんですけど、その辺の考え方をお尋ねをしたいと思います。同じく183ページの12節、図書館整備アドバイザー業務委託料、これも関連したような形になるんでしょうけど、これについてお尋ねをしたいと思います。それから189ページ、14節の文化ホール改修工事費、これも雨漏りがして、今までずっと大変だったんですよ。これも主要な施策の方に載ってはいるんですけど、もう少し詳しい内容についてお尋ねをします。以上6点お答えをいただきたい。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

#### ○生涯学習課長（北野靖之君）

まず179ページ、12節の学社融合事業委託料ですけれども、内容としましては、町内の各小中学校の子ども達が、地域の方々の協力を得て、交流、親睦を図ることで、地域の中で心豊かに育まれる環境づくりを推進するための交流事業に対する委託料でございます。1学校当たり30万円、掛ける8校分になります。次に、同じページの18節の青少年研修補助金の内容ですけれども、21世紀ふれあい基金を活用した事業で、小学生以上、29歳以下の方を対象に体験事業であったり、社会奉仕活動などに参加された場合に参加費の50%を補助するものでございます。181ページの14節の公民館等改修工事費の内容等ですけれども、上長与地区公民館における外壁の改修工事とコ



コミュニティホールの設置工事費になります。内容的には、個別施設計画に基づく、老朽化に伴いましての外壁の改修と、浴場跡にコミュニティホールを設置する工事になります。次に183ページ、1節の図書館整備計画検討委員会委員報酬の人数等ですが、令和3年度は新図書館の建設準備に対しまして、新図書館整備計画検討委員会を立ち上げる予定にしております。メンバーは、図書館協議会であったり、図書館の利用者、学識経験者、また公募などにより、15名ほど委員を選定する予定にしております。会議4回分の委員報酬を計上しております。同じく183ページの12節、一番下ですが、図書館整備アドバイザー業務委託料の内容です。新図書館の建設を計画するに当たりましては、長与町の規模に合った図書館づくり、また将来的な運営状況、ランニングコスト、こういったものを見据えた図書館づくりができるように計画する必要があると考えております。したがって、図書館の建設や整備に対して、専門的な知見や理解、また情報を持っている事業者等に整備手法の調査、支援、あるいは情報提供などを願うことで、スムーズな整備計画ができるように、アドバイザーとしての業務委託をお願いするものでございます。最後に189ページ、14節の町民文化ホール改修工事費の内訳、時期になりますけれども、令和3年度に予定しております2つの工事でございます。内訳としましては、文化ホールの音響設備入れ替え工事が3,500万円、外壁の改修工事が8,300万円でございます。時期ですけれども、音響設備入れ替え工事が4月から5月、外壁の改修工事が7月から12月を現在予定しております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

安部議員。

○6番（安部都議員）

説明書で169ページ、要保護、準要保護児童就学援助費の人数、それから175ページ、中学校の要保護、準要保護生徒就学援助費の人数。それから主要施策に関する説明書24ページの自立支援協議会委員は、人数を減らされたというところで、よろしいんですか。その理由もお聞かせください。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

先に、主要な施策に関する説明書の24ページ、福祉課所管の自立支援協議会の委員数でございますけれども、委員の人数につきましては変わっておりません。予算の減につきましては、令和2年度に障害福祉計画の策定を行いましたのでその回数分を計上しておりましたけれども、令和3年度はありませんので減額となっております。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

集計した紙を下に置いてきておりますので、それを取ってきたあとにお答えしてよろしいでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

今のは保留にして、ほかに質疑はありませんか。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○福祉課長（山口聡一郎君）

休憩を解いて会議を再開いたします。

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

お待たせいたしました。小学校の要保護の数なんですけれども18名になります。準要保護の数が275名です。174、175ページ、10款3項1目19節の要保護、中学生の数なんですけれども18名で、準要保護の数が171名となっております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号は総務文教常任委員会に付託します。

日程第21、議案第23号令和3年度長与町駐車場事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号は総務文教常任委員会に付託します。

日程第22、議案第24号令和3年度長与町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第24号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第23、議案第25号令和3年度長与町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第25号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第24、議案第26号令和3年度長与町介護保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第26号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第25、議案第27号令和3年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別

会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第27号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第26、議案第28号令和3年度長与町水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第28号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第27、議案第29号令和3年度長与町下水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第29号は産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま各常任委員会に付託しました議案第4号から議案第29号までの26件は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月15日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号から議案第29号までの26件は、3月15日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

各常任委員長は、審査の結果を3月15日までに議長に報告をお願いします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

明日から委員会審査のため本会議を休会し、3月16日定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会します。皆様お疲れ様でした。

(散会 12時02分)